

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月11日
【四半期会計期間】	第35期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社メルコホールディングス
【英訳名】	MELCO HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧 寛之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【電話番号】	(03)4213-1122
【事務連絡者氏名】	社長室長 後藤 宏聡
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区大須三丁目30番20号
【電話番号】	(052)251-6891
【事務連絡者氏名】	社長室長 後藤 宏聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第2四半期連結 累計期間	第35期 第2四半期連結 累計期間	第34期
会計期間		自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高	(百万円)	57,914	62,307	114,888
経常利益	(百万円)	3,725	4,285	4,914
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	2,799	2,836	3,139
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,411	3,310	2,803
純資産額	(百万円)	48,369	51,070	48,260
総資産額	(百万円)	75,996	82,231	78,870
1株当たり四半期(当期)純利 益金額	(円)	143.90	169.76	173.61
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	63.6	62.1	61.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,376	2,748	6,549
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,478	12,916	12,257
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,918	950	15,469
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	9,036	25,151	10,444

回次		第34期 第2四半期連結 会計期間	第35期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自2019年 7月1日 至2019年 9月30日	自2020年 7月1日 至2020年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	89.57	127.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における日本及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う経済活動の停止などの影響により、雇用環境の悪化、個人消費の下振れなど極めて厳しい状況にあります。未だ収束時期の見通しが立たない中、経済の先行きは依然として不透明感が続いております。

当社グループに係るデジタル家電業界は、個人向け市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためテレワークの導入が促進され、パソコン需要増に伴い周辺機器市場は拡大しました。法人向け市場においては、企業の設備投資姿勢が慎重化し市場は縮小となりました。一方、生めん業界では、家庭用チルド麺・冷凍麺市場は梅雨明けの遅れや記録的な日照不足の影響を受けたものの、外出自粛に伴う家庭内食機会の増加や消費者の手作り志向の高まりもあり拡大しました。しかしながら、業務用冷凍麺市場は緊急事態宣言発令に伴う外食店の休業や営業時間短縮に加え外出や帰省自粛の影響を受け縮小しました。

こうした状況下で、IT関連事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る政府方針に全面的に協力する基本指針を策定し、全社的にテレワークの実施、オフィス内での分散勤務、遠隔会議システムの利用など業務継続を確保するための対策を継続し、安定した商品供給と主力商品の積極的な販売活動に努めました。食品事業においても、感染防止対策を徹底の上、需要増加に対する商品の供給や原材料・資材の確保に努めました。また、コロナ禍で高まった消費者の健康意識に対応した商品や家庭用市場において特に急拡大している生ラーメン・焼そばなどの販売拡大に努めました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高623億7百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益41億1百万円（同29.3%増）、経常利益42億85百万円（同15.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益28億36百万円（同1.3%増）となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント別の業績は次のとおりであります。

IT関連事業

主力とするパソコン周辺機器市場において、個人向け市場はコロナ禍によるテレワーク・巣ごもり娯楽・遠隔学習の需要拡大、また法人向け市場においては文部科学省GIGAスクール構想による小中学校へのWi-Fi関連商品の導入促進により一時的に数量こそ拡大したものの、競争激化による大幅な価格下落や前年の消費増税駆け込み需要の剥落もあり、個人向け法人向けともに非常に厳しい収益環境となりました。

特に賃貸集合住宅向けWi-Fiインターネットサービス「アパートWi-Fi」は対面による営業活動自粛の継続により累計導入戸数は9万6千戸に留まりました。また、海外市場においてはコロナ禍により短期的な市場回復が見込めないため欧州地域からの全面的な事業撤退をすすめております。

一方、当グループ会社が日本総代理店を担っている高性能空気清浄機「Airdog」やAMD社（Advanced Micro Devices, Inc）製CPUの好調な販売が大きく利益貢献し、「バッファロー正規データ復旧サービス」においても感染防止対策のためWebによる受付を活用し受付件数が累計3万1千件を超えて順調に推移いたしました。

その結果、売上高443億63百万円（前年同期比18.9%増）、セグメント利益23億64百万円（同66.2%増）となりました。

食品事業

販売面では、家庭用は家庭内食機会の増加により3食入り商品や「もみ打ち」生冷し中華・「鉄板麺」などのブランド商品、健康価値を包括したブランド「健美麺」が拡大しましたが、主力商品である「流水麺」の縮小や不採算商品の見直しにより売上は減少しました。業務用も大手外食店への新規採用などにより「健美麺」は拡大しましたが、外食自粛や外食店の休業、営業時間の短縮等の影響を受け売上は減少となりました。利益面では、広告販費をはじめとするあらゆる経費の削減や生産工場での効率化・ロス削減を徹底し、利益の確保に努めました。

その結果、売上高175億34百万円（前年同期比11.9%減）、セグメント利益22億25百万円（同12.4%増）となりました。

金融事業

難しい運用環境が続き、売上高4億9百万円（前年同期比41.6%減）、セグメント損失47百万円（前年同四半期セグメント利益2億83百万円）となりました。

：Wi-Fiは、Wi-Fi Allianceの登録商標です。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は822億31百万円となり、前連結会計年度末に比べ33億60百万円増加しました。流動資産は636億84百万円となり、29億87百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加147億6百万円、商品及び製品の増加17億47百万円、有価証券の減少139億13百万円によるものです。固定資産は185億46百万円となり、3億73百万円増加しました。これは主に、投資有価証券の増加6億15百万円、有形固定資産の減少3億6百万円によるものです。

負債合計は311億60百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億51百万円増加しました。流動負債は264億28百万円となり、10億20百万円増加しました。これは主に、未払法人税等の増加8億79百万円、支払手形及び買掛金の増加5億11百万円、未払費用の増加1億50百万円、その他の流動負債の減少5億86百万円によるものです。固定負債は47億32百万円となり、4億68百万円減少しました。これは主に、長期借入金の減少4億49百万円によるものです。

純資産合計は510億70百万円となり、前連結会計年度末に比べ28億9百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益28億36百万円の獲得、その他有価証券評価差額金の増加4億55百万円、配当金の支払額5億1百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は251億51百万円となりました。キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は27億48百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益42億26百万円、減価償却費11億50百万円、たな卸資産の増加による資金減少17億3百万円、売上債権の増加による資金減少8億48百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は129億16百万円となりました。これは主に、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入212億13百万円、有価証券及び投資有価証券の取得による支出73億13百万円、有形固定資産の取得による支出7億40百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は9億50百万円となりました。これは主に、配当金の支払5億1百万円、長期借入金の返済による支出4億49百万円によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13億26百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,000,000
計	97,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,237,873	22,237,873	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	22,237,873	22,237,873	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、当第2四半期連結会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、以下の通りです。

ア．株式会社メルコホールディングス第9回新株予約権

決議年月日	2020年8月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 6名
新株予約権の数	3,022個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 302,200株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,210円 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から2024年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,211円 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2020年9月8日)における内容を記載しております。

(注)1．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、4,210円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期の経常利益が125億円を超過した場合、または2022年3月期および2023年3月期の経常利益の平均値が110億円を超過した場合に、新株予約権者に割り当てられた全ての新株予約権を行使することができる。なお経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益を参照するものとする。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、特別の考慮すべき事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、

以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

イ．株式会社メルコホールディングス第10回新株予約権

決議年月日	2020年 8月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社子会社従業員 48名
新株予約権の数	471個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 47,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,210円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年 7月 1日から2024年 6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,210円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

新株予約権証券の発行時(2020年9月8日)における内容を記載しております。

(注) 1．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、4,210円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期の経常利益が125億円を超過した場合、または2022年3月期および2023年3月期の経常利益の平均値が110億円を超過した場合に、新株予約権者に割り当てられた全ての新株予約権を行使することができる。なお経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益を参照するものとする。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、特別の考慮すべき事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

（注）4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	22,237,873	-	1,000	-	250

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社マキス	東京都千代田区永田町2丁目11-1	8,390	50.22
牧 寛之	東京都渋谷区	617	3.70
牧 大介	東京都千代田区	617	3.70
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦3丁目19-17	501	3.00
公益財団法人メルコ学術振興財団	名古屋市天白区島田4丁目1701-2	500	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	446	2.67
岡 秀朋	三重県津市	425	2.55
牧 順	東京都多摩市	352	2.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	222	1.33
牧 廣美	東京都千代田区	167	1.00
計	-	12,241	73.27

(注) 1. 上記株主の所有株式数には、信託業務又は株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
2. 上記のほか、自己株式が5,530千株あります。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,530,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,676,000	166,760	-
単元未満株式	普通株式 31,773	-	-
発行済株式総数	22,237,873	-	-
総株主の議決権	-	166,760	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権の数5個)含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メルコホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	5,530,100	-	5,530,100	24.87
計	-	5,530,100	-	5,530,100	24.87

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,545	25,252
受取手形及び売掛金	13,868	14,771
有価証券	20,600	6,687
商品及び製品	9,414	11,161
原材料及び貯蔵品	4,465	4,406
その他	1,812	1,415
貸倒引当金	8	9
流動資産合計	60,697	63,684
固定資産		
有形固定資産	12,452	12,146
無形固定資産	981	1,057
投資その他の資産		
投資有価証券	2,951	3,567
その他	1,808	1,796
貸倒引当金	22	22
投資その他の資産合計	4,738	5,342
固定資産合計	18,173	18,546
資産合計	78,870	82,231
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,298	14,809
電子記録債務	393	344
1年内返済予定の長期借入金	899	899
未払法人税等	483	1,363
未払費用	1,834	1,985
未払金	2,892	2,977
前受収益	2,861	2,851
賞与引当金	399	444
役員賞与引当金	15	5
製品保証引当金	83	87
その他	1,245	658
流動負債合計	25,408	26,428
固定負債		
長期借入金	1,860	1,411
退職給付に係る負債	2,138	2,175
役員退職慰労引当金	287	192
リサイクル費用引当金	145	144
その他	768	808
固定負債合計	5,201	4,732
負債合計	30,609	31,160

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	4,404	4,404
利益剰余金	59,495	61,830
自己株式	16,192	16,193
株主資本合計	48,706	51,041
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55	511
繰延ヘッジ損益	10	4
為替換算調整勘定	239	224
退職給付に係る調整累計額	291	273
その他の包括利益累計額合計	465	9
新株予約権	19	19
純資産合計	48,260	51,070
負債純資産合計	78,870	82,231

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	57,914	62,307
売上原価	42,974	46,280
売上総利益	14,940	16,027
販売費及び一般管理費	11,768	11,926
営業利益	3,172	4,101
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	355	143
為替差益	4	-
受取ロイヤリティー	150	-
持分法による投資利益	-	5
その他	96	63
営業外収益合計	606	212
営業外費用		
支払利息	8	7
為替差損	-	4
持分法による投資損失	22	-
支払手数料	2	2
その他	19	13
営業外費用合計	52	27
経常利益	3,725	4,285
特別利益		
投資有価証券売却益	127	-
関係会社清算益	64	-
特別利益合計	191	-
特別損失		
固定資産除却損	12	59
その他	1	-
特別損失合計	13	59
税金等調整前四半期純利益	3,903	4,226
法人税、住民税及び事業税	1,177	1,546
法人税等調整額	73	156
法人税等合計	1,103	1,389
四半期純利益	2,799	2,836
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,799	2,836

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	2,799	2,836
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	341	455
繰延ヘッジ損益	14	14
為替換算調整勘定	87	15
退職給付に係る調整額	26	17
その他の包括利益合計	388	474
四半期包括利益	2,411	3,310
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,411	3,310

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,903	4,226
減価償却費	1,182	1,150
受取利息及び受取配当金	356	143
持分法による投資損益(は益)	22	5
支払利息	8	7
関係会社清算損益(は益)	64	-
売上債権の増減額(は増加)	447	848
たな卸資産の増減額(は増加)	1,278	1,703
仕入債務の増減額(は減少)	1,804	413
未払金の増減額(は減少)	173	156
その他	150	310
小計	3,701	3,563
利息及び配当金の受取額	356	143
利息の支払額	7	5
法人税等の支払額	1,229	1,441
法人税等の還付額	555	488
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,376	2,748
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	784	740
有形固定資産の除却による支出	-	42
無形固定資産の取得による支出	142	220
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	20,613	7,313
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	33,243	21,213
関係会社株式の取得による支出	207	-
その他	16	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,478	12,916
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,400	-
長期借入金の返済による支出	624	449
自己株式の取得による支出	8,302	0
新株予約権の発行による収入	-	0
配当金の支払額	591	501
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,918	950
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,919	14,706
現金及び現金同等物の期首残高	7,117	10,444
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,036	25,151

【注記事項】

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・賞与	3,508百万円	3,679百万円
退職給付費用	126	147
役員退職慰労引当金繰入額	23	23
運賃	2,045	1,936
広告宣伝費	551	202
支払手数料	2,166	2,763
役員賞与引当金繰入額	5	5
製品保証引当金繰入額	23	37

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	9,036百万円	25,252百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	101
現金及び現金同等物	9,036	25,151

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	591	30	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月30日 取締役会	普通株式	501	30	2019年9月30日	2019年11月25日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	501	30	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月28日 取締役会	普通株式	501	30	2020年9月30日	2020年11月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	IT関連	食品	金融	計		
売上高						
外部顧客への売上高	37,304	19,909	701	57,914	0	57,914
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	1,568	1,568
計	37,304	19,909	701	57,914	1,569	59,483
セグメント損益	1,422	1,979	283	3,685	813	4,499

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の全社管理機能を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,685
「その他」の区分の利益	813
セグメント間取引消去	1,327
四半期連結損益計算書の営業利益	3,172

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	IT関連	食品	金融	計		
売上高						
外部顧客への売上高	44,363	17,534	409	62,306	0	62,307
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	1,732	1,732
計	44,363	17,534	409	62,306	1,733	64,040
セグメント損益	2,364	2,225	47	4,542	956	5,498

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の全社管理機能を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	4,542
「その他」の区分の利益	956
セグメント間取引消去	1,397
四半期連結損益計算書の営業利益	4,101

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	143円90銭	169円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,799	2,836
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益金額(百万円)	2,799	2,836
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,455	16,707
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	2020年8月17日取締役会 決議による第9回新株予約権 3,022個 (普通株式 302,200株) 2020年8月17日取締役会 決議による第10回新株予約権 471個 (普通株式 47,100株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年10月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び資本効率の向上並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため。

2. 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

- (1) 取得する株式の種類 : 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 1,800,000株(上限)
- (3) 取得する期間 : 2020年10月29日～2021年10月28日
- (4) 取得価額の総額 : 4,500百万円(上限)
- (5) 取得の方法 : 東京証券取引所における市場買付

2【その他】

2020年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....501百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....30円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年11月24日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月10日

株式会社メルコホールディングス

取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 塚本 憲司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルコホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メルコホールディングス及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。